



福島医発第 1367 号 (地)
令和 5 年 8 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者及び保育士等の紹介実績がある
職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う」こととされたことを踏まえ、厚生労働省において有料職業紹介事業の適正な運営を確保するための取組みが実施される旨、令和 5 年 8 月 17 日付福島医発第 1276 号 (地)にてご連絡いたしました。

今般、同取組みの一環として、本年 8 月より、都道府県労働局において医療従事者等の紹介実績がある職業紹介事業者への集中的な指導監督が実施され、これに関連し、都道府県労働局において指導監督を実施した情報をもとに、職業紹介事業を利用した求人者（医療機関等）に対しても、今後、調査の依頼が予定されている旨、別添のとおり厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名より日本医師会を通じて連絡がありました。

なお、調査内容・調査対象機関数等については、非開示とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、福岡労働局より調査への協力依頼があった場合にはご協力いただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 842 号（地域）

令和 5 年 8 月 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 菡 敏

（公印省略）

医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者及び保育士等の紹介実績がある
職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名で、標記に関する周知方依頼がありました。

本件は「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づくものであり、有料職業紹介事業の適正な運営を確保するための取組として、本年 8 月より、都道府県労働局において医療従事者等の紹介実績がある職業紹介事業者への集中的な指導監督が実施されます。これに関連し、都道府県労働局から職業紹介事業者を利用する求人者（医療機関等）に対して、調査の依頼がなされとのことです（調査内容等については、非開示と聞いております）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますとともに、会員医療機関に対して、調査依頼があった場合にはご協力いただきますようご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

職 需 発 0 7 3 1 第 1 号
医 政 総 発 0 7 3 1 第 2 号
社 援 基 発 0 7 3 1 第 1 号
老 高 発 0 7 3 1 第 1 号
老 認 発 0 7 3 1 第 1 号
老 老 発 0 7 3 1 第 1 号
こ 成 保 第 1 1 3 号
令 和 5 年 7 月 3 1 日

(別記)関係団体の長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
(公 印 省 略)

医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者及び保育士等の紹介実績がある
職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施等について

日頃から職業紹介事業の適正な運営の確保については格段の御理解・御協力を
賜り、厚く御礼申し上げます。

医師及び看護師等の医療従事者、介護従事者及び保育士等を採用する際に職業
紹介事業者を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなる
ケースがあるものと承知しております。

このため、厚生労働省では優良な職業紹介事業者の育成の取組や、都道府県労
働局に『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』(以下「特別相談窓口」とい
う。)を設置し、職業紹介事業者の職業紹介サービスに関し法令違反の疑いがある場
合等に対する相談体制の構築などの取組を進めてきました。

しかしながら、これらの問題が引き続き指摘されていることも踏まえ、有料職業紹介
事業の適正な運営を確保するための取組として、都道府県労働局において本年8月
から医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士等の紹介実績がある職
業紹介事業者への集中的な指導監督を実施します。

この一環として、医療従事者、介護従事者及び保育士等の採用に当たって職業紹介事業者を利用される求人者の皆さまへ都道府県労働局から調査の御協力をお願いすることを予定しておりますので、貴団体の会員事業者（公益財団法人児童育成協会及び公益社団法人全国保育サービス協会においてはそれぞれ事業実施者、加盟会社）への御協力のお願い及び都道府県労働局における特別相談窓口の御活用に係る周知について、特段の御配慮をいただければ幸いです。

（担当）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課
労働者派遣事業係

（代表）03-5253-1111（内線 5827、5335）

(別記)

公益社団法人全日本病院協会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本歯科医師会

公益社団法人日本精神科病院協会

一般社団法人日本病院会

一般社団法人全国介護事業者連盟

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

一般社団法人全国介護付きホーム協会

一般社団法人高齢者住宅協会

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

公益社団法人全国老人保健施設協会

一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

公益社団法人全国私立保育連盟

社会福祉法人日本保育協会

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会

認定こども園連盟

全日本私立幼稚園連合会

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会

公益財団法人児童育成協会

公益社団法人全国保育サービス協会